

序 章

川崎市地域福祉計画について

1

地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

社会福祉の問題は特殊な人々に生ずる特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の助けを得て問題を解決しながら生きています。

その助けは、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助(互助)】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助】が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、障害の有無、国籍、性別などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

【自治の基本理念】

①市民の自治

市民は手を取り合い、力を合わせて地域社会の課題を自ら解決する。
市民は地域社会における自治の一部を市政に信託している。

②市民の手による自治

市民は市民の福祉を実現するために市の運営に主体的にかかわっている。
市民は信託に基づく市政に自ら主体的にかかわる。

③市民のための自治

市長は、自立した自治体として市民が暮らしやすい地域社会を実現するよう市を運営する。

【自治運営の基本原則】

①情報共有の原則

市民の財産である市の情報を活用することで、身の回りの課題を解決したり、自らの暮らしを豊かにし、また参加や協働の取組を広げる。

②参加の原則

市民が話し合いの場に加わり、意見や提案することなどによって、市民の多様なニーズの中から課題に対する必要な解決方法を選択していく。

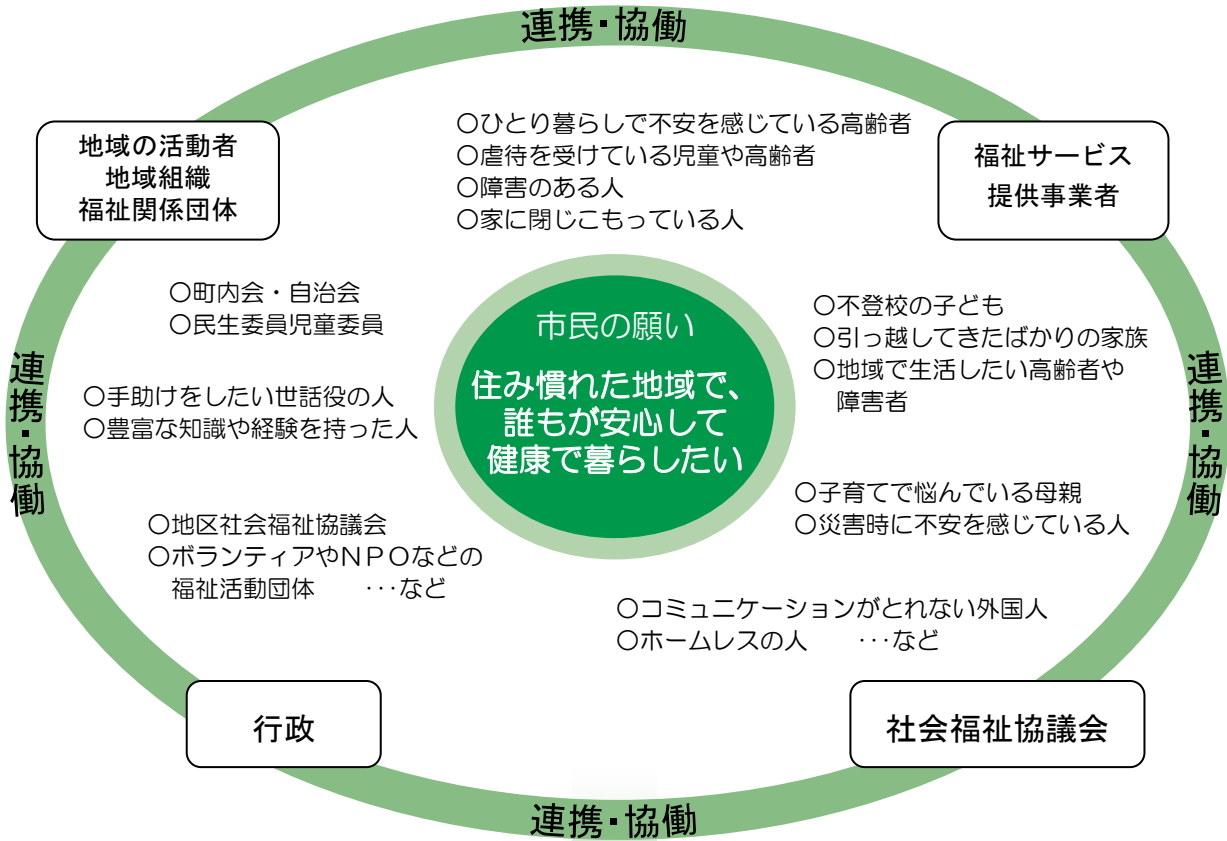
③協働の原則

市民と市がそれぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な立場で、協力し合っていく。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

(3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこのような人がいます。



だから今、地域福祉なのです

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

地域福祉計画

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

(4) 計画策定の背景と趣旨

① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の急速な進行や核家族化が進んだことにより、介護や子育てに家族意識の変化が生じ、共に助け合う心が失われつつあります。

このような社会では、ひきこもりや児童虐待、高齢者の孤立などの様々な問題が発生しています。

公的な福祉サービスのみでは対応が行き届かない新たな課題に対し、どのように対応していくべきかを考えなければなりません。

こうした背景から、改めて、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていく」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

（参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法^{*}」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

^{*} 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

2

第3期川崎市地域福祉計画について

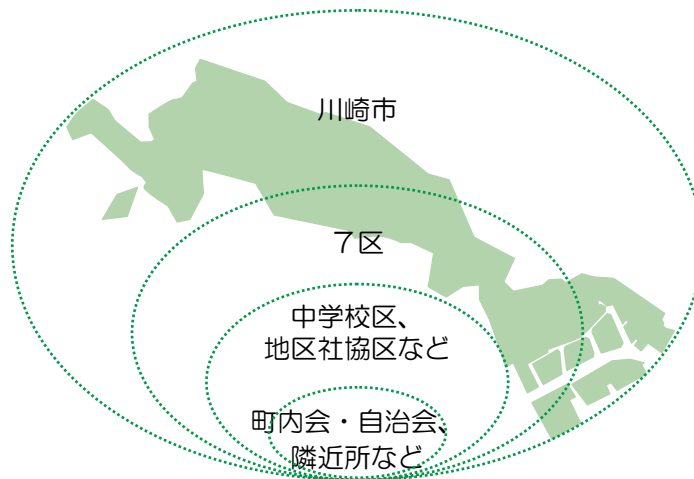
(1) 基本的な視点

① 第2期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第1期計画、第2期計画で培ってきた小地域など、地域性や状況等にに応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第3期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第2期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

② 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第2回川崎市地域福祉実態調査※」から見えてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

③ 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低

下等により高齢者の孤立化、又は「高齢者の所在不明問題」など今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を地域で支えていく体制の構築が求められています。第3期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

④ 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

▶連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

▶人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を調整、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

▶情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

⑤ 第2期計画事業の変更

市計画は区計画を支援する計画と位置付けたことから、これまで第2期計画において、市計画に位置付けた事業のうち、より地域に密着した事業等の一部は区計画へ移行するなど、事業の位置付けを変更することとします。

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(2) 川崎市のめざす地域福祉

圏域を地域に求め、行政から働きかけることにより、地域住民の方々へ計画を周知します。

最終目的は、住民が積極的に地域福祉計画策定に参加し、推進することによって実現する、安心をもたらす地域社会です。

基本理念

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”めざします。

③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

3 計画の位置付け

(1) 総合計画及び個別計画との関係

本市では、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」※において、「『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」をまちづくりの基本目標としており、本市の各分野における計画や施策・事業は、この基本目標の下に進められています。

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連してくる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

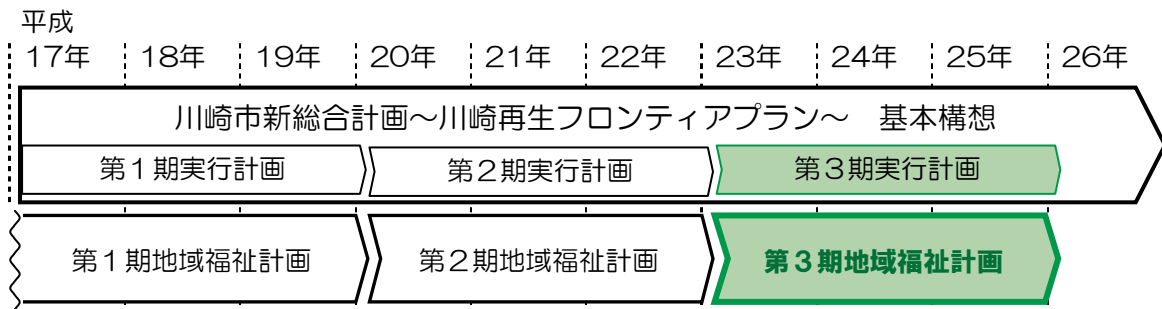
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の期間

第3期川崎市地域福祉計画は平成23年度から25年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直し、「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」の実行計画との整合性を図っていきます。



4 計画の推進と評価

計画期間内（平成23年度～平成25年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

（1）計画の進行管理・評価の体制

この計画の進捗状況は、「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

（2）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、実行計画の進行管理を行う仕組みとして、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIONシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

（3）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で毎年、公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。